

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症については、首都圏を中心に再拡大しており、感染力の強い変異株への置き換わりが進む中、「第5波」の到来が危惧される状況にあります。感染収束に向けたワクチン接種の推進など、感染拡大防止とともに国民生活と経済への影響を最小限に食い止めるべく、あらゆる政策手段により対応に当たられている政府関係者の皆さまのご尽力に心から敬意を表します。

本県では5月中旬以降、新型コロナウイルス感染の急拡大を受け、県独自の警戒ステージを上から2番目となる「特別警戒」（国のステージⅢ相当）に引き上げるとともに、飲食店に対する営業時間短縮の要請などを行ってまいりました。

現在、新たな感染者数は下げ止まりの傾向にあり、変異株の影響もあって収束までに長い時間を要しています。また、病床占有率は、国が示すステージⅢのボーダーラインである20%の水準を上下していますが、現状分析を行い、総合的な判断のもと、7月21日に県の対応目安を「特別警戒」から「警戒」（国のステージⅡ相当）へと一段引き下げたところです。

一方で、本県経済は、ここ最近緩やかに持ち直す動きが続いていましたが、感染拡大の影響を受け、多くの事業者が再び大変厳しい状況に置かれております。

このため、今後とも国と地方が連携しながら、感染防止対策やワクチン接種などに最優先で取り組むとともに、経済への影響を最小限に食い止めるべく、必要な対策を迅速に講じていけるよう、以下のとおり提言いたします。

1. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) ファイザー社製ワクチンの供給について

- ファイザー社製ワクチンの配分にあたっては、自治体による大規模接種及び職域接種会場へのワクチン供給実績も考慮し、円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう迅速に改善すること。
- 市町村が希望する量のファイザー社製ワクチンを、必要な時期に確実に供給するとともに、9月以降も含め今後の具体的な供給スケジュールや配分量等について、「確定日付」での提示を含め可及的速やかに示すこと。
- ファイザー社製ワクチンの市町村在庫量の情報を共有した上で、都道府県における調整枠を十分確保すること。

(2) モデルナ社製ワクチンの供給・弾力運用について

- モデルナ社製ワクチンを使う大規模接種について、必要量を確実に供給するとともに、余剰が生じた場合には小分けにして他会場への融通を可能とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- モデルナ社製ワクチンを使う職域接種について、早急に申請の確認作業を進めた上で、ワクチンの供給時期を速やかに明らかにすること。また、ワクチン不足等により団体の計画に影響が出る場合は、国の責任において申請団体への丁寧な説明に努めた上で、迅速に対応すること。

(3) 若年層へのワクチン接種の啓発について

- 幅広い年齢層が安心してワクチン接種が受けられるように、最新のエビデンスに基づいて、接種の意義・有効性及び副反応に関する正確かつ具体的な情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を継続的に行うこと。特に、若者・中年層に対して確実に伝わるよう、SNSを活用するなどその周知方法を工夫すること。

2. デルタ株などの変異株への対応について

- 国内各地で感染力の強いデルタ株が増加していることから、その感染状況や特性などを更に分析し、デルタ株への具体的な対応策を示したガイドライン等も含め、科学的、専門的な情報を都道府県等に迅速に提供するとともに、国民に対して、データを示した上で最新の知見を踏まえた注意喚起を行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染症対応緊急包括支援交付金の拡充について

- 認知症や要介護の新型コロナウイルス感染症患者は、食事や療養のための看護師の追加配置など手厚い看護を要するが、新型コロナウイルス感染症の病状が同じであれば、認知症等でない患者と診療報酬が同じとなり、受入に難色を示す医療機関が多い。そのため、本県では患者に対応する医療機関を支援するための交付金（新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金）を創設しているが、このような事業についても、新型コロナウイルス感染症対応緊急包括支援交付金の対象とするなど、柔軟な運用を図ること。

4. 雇用調整助成金について

- 雇用調整助成金等については、特例措置が9月末まで延長されることとされているが、感染再拡大が懸念される中で地域によって支援に差が生じないように、全国において業種や業況に関わらず特例措置を行うとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準まで遡及適用を行うこと。

5. 外国人材入国時待機費用支援について

- 本県においては、外国人材が入国する際の待機措置に係る受入企業の費用負担増加に対する軽減措置として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、宿泊費用に対する補助を行うこととしている。令和4年度以降においても、待機措置が必要となる状況が続く場合は、同様の支援が可能となるよう、国において予算措置を行うこと。

6. 生活福祉資金貸付制度について

- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなどの緩和を図るとともに、据置期間や償還期限の延長を行うなど、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げにならないように対策を講じること。

令和3年7月24日

高知県知事 濱田 省司